

東京1区市民連合 会報 No.19 (部内資料)

〒169-0073 新宿区百人町1-25-17

Tel・Fax03-5577-7680

メールアドレス: 1kushimin@gmail.comツイッター: <https://twitter.com/1kushiminrengo>

「緊急事態条項」設置は戦争への入り口 参議院選挙で改憲策動を阻止しよう!

5月28日、エデュカス東京7階ホールにおいて、東京1区市民連合の第2回「憲法フォーラム」が開かれました。このフォーラムは自民党をはじめとした改憲勢力の動きをはね返すために、憲法問題をしっかり学ぼうと企画され、4月につづいて開かれたもの。今回のテーマは、「緊急事態条項」設置問題。講師は大江京子弁護士（東京東部法律事務所）にお願いしました。大江さんは法律家6団体の事務局長も務めておられます。

憲法フォーラムは大西広東京1区市民連合事務局長の司会ですすめられ、冒頭、就任したばかりの中尾こずえ共同代表があいさつ。「憲法審査会が動き始め、危ない状況になっている。いま大事なことは、物価高によって苦しんでいる庶民の生活の立て直し、高齢者の介護問題など市民生活を守るための施策を急ぐことだ。今度の参議院選挙で立憲野党を勝利させよう」と呼びかけました。

まず政党代表からの発言で始まりました。オンラインで参加した立憲民主党の海江田万里衆議院議員、日本共産党の中野顕東京1区国政対策責任者、かわの達男社民新宿区議が「今度の参議院選挙は改憲にかかわる重要な意味を持つ。力を合わせて改憲勢力を3分の2以下に落とそう」と訴えました。

講演は三雲崇正弁護士の司会ですすめられ、大江弁護士は、緊急事態条項の危険性、今後のたまたかの方向など詳細なレジメをもとに説明しました。概要は以下。



気をつけなければならないのはコロナ感染に関する緊急事態「宣言」と、今回の緊急事態「条項」は全く違うということ。もともと自民党は改憲構想の中に緊急事態条項を盛り込んでおり、コ



ロナ感染を理由に国会議員が感染した場合、オンライン審議をできるようにすべきである、ということに端を発している。

しかし議論されているのは、ロシアのウクライナ侵攻のように有事の際の緊急事態条項を定めるべきだ、というもの。そこで想定されているものは①武力攻撃・戦争②内乱・大規模テロ③大規模災害④感染症の拡大——の4点についてである。

改憲派の主張は「憲法は国民を守る存在でなければならないのに、日本国憲法には緊急事態条項という国民の根本概念の規定がされていない」としている。しかしこれは根本的に間違っている。憲法は国民を守るために、為政者を縛るものであるからだ。言われるような4点は、すでに国内の法規で整っており、ことさら憲法に書き込む必要はない。

戦前の「大日本帝国憲法」は緊急事態に天皇に権限を集中させる①緊急勅令制定権（8条）②戒

厳宣告の大権（14条）③非常大権（31条）④緊急財政措置権（70条）——を備えていた。その執行に当たって政府は「国民の権利を十分擁護する必要がある」と国会で説明している。が現実はどうか。戦争は国民の財産もいのちさえも奪った。

改憲派がいま主張しているのは、緊急事態において政府が自由な裁量権を持って、戦前のように対応できることをねらったものに他ならない。しかし強いて新たな条項をつくるまでもなく、現憲法には臨時国会を開くなどの緊急事態時の対応策は制定されている。

狙いは市民の自由と人権の制限

それでも緊急事態条項を導入しようとする意図はどこにあるのか。はっきりしている。「戦争できる国」にすることである。市民の自由と人権を制限し民主主義を排除して首相に独裁権を与えることを目的としているのである。そのために、9条の存在は邪魔なのである。

それではどうたたかうか。立憲主義のもとで憲法改正の発議が許されるのは、国民の自由や人権を保障するうえで、憲法の規定が障害となり法律の制定改正や政策実現では、人権が保障されないか、権力の統制がきかなくなった場合に限られる。ところがいま、そうはなっていない。むしろ真逆で、権力によって国民を統制するための改憲でし

かない。

ロシアのウクライナ侵略が示しているように、武力の行使を違法とする国連憲章と、これを徹底した憲法の平和主義をすすめることが求められている。そのために、今度の選挙で改憲派の3分の2以下を勝ち取ろう。

◇

このあと三雲崇正弁護士が、国会の憲法審査会の動きを報告。衆参両院とも「予算審議中は開かない」という慣例を破り、かつてなく多い開催となっている実態を明らかにしました。

講演と審査会報告をもとに質疑が行われました。会場だけでなくズーム参加者からも質問が出され、「今度の参議院選挙でこれが争点になるのか」「子どもたち（若い人たち）にどう伝えればよいのか」「過去の歴史から学ぶ必要がある」など活発な意見交換となりました。

学習会は最後に晴山一穂共同代表が閉会あいさつを行い、締めくくりました。このフォーラムにはオンラインも含め、55人が参加しました。

東京1区市民連合憲法フォーラムは、第1回目として教育無償化問題を取り上げ、今回は2回目。すでに3回目の準備が始まっています。参議院選挙後の7月23日（土）を予定しています。改めて案内したいと考えますが、スタンバイ、よろしくお願い致します。（文責・事務局）

共同代表の増員、若い人の活用など体制強化を確認

5月10日に第30回呼びかけ人会議が開かれ、東京1区市民連合の強化をめざし新たな共同代表として青柳義則さん（中部全労協）、泉澤章さん（弁護士・東京合同法律事務所）、中尾こずえさん（許すな！憲法改悪・市民連合）を選出しました。東京1区市民連合結成以来、頑張ってきた小原隆治さん（早稲田大学教授）は、退任されました。これまでたくさんの助言・ご指導をいただきありがとうございました。この場をお借りして、お礼申しあげます。

なお、晴山一穂さん、櫻井幸子さんは引き続き共同代表として務めていただき、新宿からも一人を選出できるようすすめています。さらに、若い方々にも加わっていただくために、どうしていくか相談を開始しています。合わせて、メーリングリストの整備など連絡体制の強化も図ることにしています。ご協力よろしくお願い致します。

東京1区市民連合憲法フォーラムpart3

7月23日（土）会場、講師などは追ってお知らせします